

2/16
(木)

3/15
(水)

市・県民税、国民健康保険税

申告の相談・受付が始まります！

この申告は、市・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。申告が必要な人は、必要書類をご確認のうえ、会場へお越しください。

※2月16日(木)から3月8日(水)までの間は、5ページの申告受付日程表の各会場へ市職員が出向きますので、市役所税務課窓口で申告の受け付けはできません。

市役所での申告は、3月9日(木)から3月15日(水)までの間でお願います。

※申告期間中、都合により会場に来られない人、あるいは市外に転出している人は、郵送で申告することもできます。

(郵送の場合は本人確認書類の写しを同封してください。)

※平成29年度の市・県民税申告から、マイナンバーの記載が必要です。

必要書類等

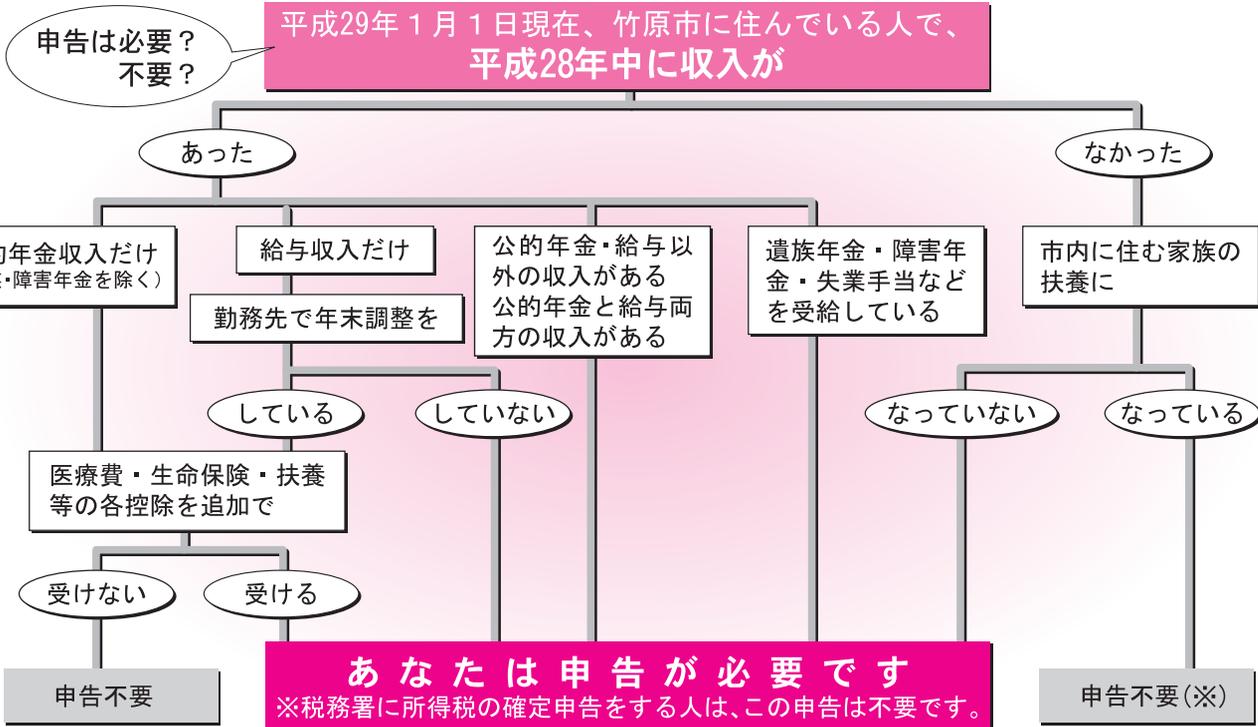
- ① 印かん
- ② 申告者のマイナンバーカード (個人番号カード) または通知カード (通知カードの場合 は運転免許証等の身分証明証が併せて必要です。)
- ③ 平成28年中の収入・支出が分かる書類、源泉徴収票(給与・年金など)、支払証明書など
- ④ 営業・農業・不動産の所得がある人は、収支内訳書と経費区分ごとの領収書
- ⑤ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
- ⑥ 保険の契約に係る一時金や個人年金の支払証明書
- ⑦ 医療費控除を受ける人は、医療を受けた人・病院・薬局ごとに仕分けした領収書と集計した明細書
- ⑧ 国民年金保険料等の控除証明書または領収書



問い合わせ
税務課市民係
☎ 22-7732

⑨年の途中で転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税(料)の領収書など
⑧障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

※申告者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバーについても記載が必要です。(申告者以外の本人確認書類は不要です。)
※国外に居住する親族等について扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要です。



※このフローチャートは、一般的なパターンを参考として示すものです。
※その人自身の所得(課税)証明書が必要な場合は、申告が必要です。

申告受付日程表

受付時間 9時～11時30分
13時～16時

各会場、午後からは比較的空いていますので、ご利用ください。

お住まいの地域の受付日に都合が悪い場合は、都合のよい日の会場へお越しください。

● 2月の日程表

会場	月	日	曜日	指定地域
忠海公民館	2	16	木	忠海東町二～三丁目・忠海中町一～三丁目
		17	金	忠海中町四丁目・忠海床浦・忠海長浜
20		月	忠海東町一丁目・四～五丁目	
大乗公民館		21	火	高崎町
		22	水	福田町
小梨公民館		23	木	小梨町 (※1 午前のみ)
大井公民館		24	金	下野町(大井・宿根・築地)
吉名公民館		27	月	毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場
	28	火	西条・東条・港・曾井	

※1 小梨公民館・仁賀生活改善センター・田万里公民館の受付は午前のみです。

※2 市役所ロビーの受付は、8時30分からです。

● 3月の日程表

会場	月	日	曜日	指定地域
荘野公民館	3	1	水	新庄町・西野町
東野公民館		2	木	東野町
仁賀生活改善センター		3	金	仁賀町 (※1 午前のみ)
中通公民館		6	月	下野町(中通・大応・上条・成井)
田万里公民館		7	火	田万里町 (※1 午前のみ)
竹原西公民館		8	水	塩町二～四丁目・竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
				塩町一丁目・竹原町(上記以外)
市役所ロビー(※2)		9	木	中央一～五丁目
		10	金	本町一～四丁目
		13	月	田ノ浦一～三丁目
		14	火	港町一～五丁目
		15	水	港町一～五丁目

平成29年度の市・県民税申告書の提出の際には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。



が必要になります。

【本人確認書類の例】

例1: マイナンバーカード
(個人番号カード)



例2: 通知カード+身元確認書類(※)



身元確認書類(※)

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳 など



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

申告と納税は期限内に！

●平成 28 年分の確定申告・納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(水)
個人事業主の消費税及び地方消費税 3月31日(金)

●納税は便利な口座振替をご利用ください【口座振替日】

所得税及び復興特別所得税 4月20日(木)
個人事業主の消費税及び地方消費税 4月25日(火)

公的年金などを受給している人へ

公的年金などの収入金額が **400万円以下**で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が **20万円以下**である場合には、**確定申告は必要ありません**。

●所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

●所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

※申告手続などには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、自宅等から e-Tax で送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

会社で働く人で確定申告が必要な場合

- ①給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- ②給与を 1 か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が 20 万円を超える人
- ③給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える人 など

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の確定申告特集をご覧ください。

確定申告に関する一般的なご相談は、確定申告テレフォンセンターをご利用ください。税務署に電話をかけると、音声ガイダンスでご案内しますので、「0（ゼロ）」番を選択してください。



問い合わせ

竹原税務署

☎ 2 2 - 0 4 8 5

国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

指定ごみ袋使用のお願い

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 2 2 - 2 2 7 9

平成 29 年 1 月から「家庭ごみの指定ごみ袋制度」が始まりました。今後は、指定ごみ袋を使用しているごみのみ収集を行います。**必ず指定ごみ袋を使用しましょう**。

※指定ごみ袋制度導入前と分別種及び収集日の変更はありません。

【指定ごみ袋の種類及び販売価格】

ごみの区分	色	大きさ（容量）と販売価格（10枚1セット）
もやせる物	赤色	10ℓ → 40円（税込）
もやせない物 リサイクルする物 有害ごみ	青色	20ℓ → 70円（税込） 40ℓ → 100円（税込）

【ごみ出しの注意点】

①有害ごみの出し方

有害ごみのうち次のものは、まちづくり推進課（市役所本庁舎2階）、支所・出張所の専用ボックスでも回収します。

- 水銀を使用している温度計及び体温計
- 乾電池

ただし、ボタン電池及び充電電池は、市では収集・処理はできません。お近くの家電量販店へご相談ください。

②庭木の処理施設への直接搬入

庭などの小枝・葉・草は、長さ 15 cm・直径 5 cm 未満にし、赤色の指定ごみ袋に入れて、処理施設（竹原安芸津環境センター）へ搬入をしてください。

長さ 15 cm 以上 2 m 未満かつ直径 5 cm 未満の木については、粗大ごみとして指定ごみ袋に入れないで直接搬入することもできます。

それより大きいものについては、竹原工業株式会社（☎ 22-5531）で処理ができます。（処分代：150円/10kg）

※その他分別方法等については、お問い合わせください。

市民一人ひとりが、ごみ処理による環境への負荷の軽減と、ごみの減量と資源化の推進に取り組みましょう。



たけはら町並み雛めぐり

今年も、町並み保存地区内の文化施設などで雛人形を展示する「町並み雛めぐり」を開催します。

春の訪れを感じながら、お雛様を探し歩いてみませんか。

日時 2月10日(金)～3月20日(月)

9時～16時(一部施設10時～16時)

場所 町並み保存地区一帯

問い合わせ 産業振興課観光振興係

☎22-7745



子ども雛めぐり

子どもたちが着物姿で町並み保存地区を歩きます。参加者には記念品をプレゼントします。

ぜひご参加ください。

日時 3月5日(日) 11時～

※10時から町並み保存センターで受付をします。

対象 3歳児～小学3年生

申し込み・問い合わせ

2月24日(金)までに、竹原市観光協会へ。☎22-4331

雛めぐりライブ

旧笠井邸でライブを行います。

入場無料です。

＜箏&尺八ライブ＞

日時 3月5日(日) 13時～

＜津軽三味線ライブ＞

日時 3月12日(日)・19日(日)・20日(月)

11時～・13時30分～

問い合わせ NPO法人ネットワーク竹原 ☎22-0214



町並み雛めぐりガイド

竹原観光アシスタント「たけはらかぐや姫」が、町並み保存地区内に展示された雛人形をご案内します。あわせて、たけはら観光ガイドが町並み保存地区の歴史や建物をご案内します。(先着30人)

日時 3月12日(日) 10時～12時

場所 10時に、道の駅たけはら1階道路情報コーナーへ集合してください。

料金 600円(文化施設周遊券代として)

申し込み・

問い合わせ

3月9日(木)までに、竹原市観光協会へ要予約。

☎22-4331



着物レンタル

～着物で町並み雛めぐりをお楽しみください～

着物でご来場の方は有料4施設(松阪邸・光本邸・森川邸・歴史民俗資料館)の入場が無料になります!

日時 2月10日(金)～3月20日(月)

10時～16時(最終日は14時30分まで)

場所 竹楽(本町三丁目11-10)

対象 女性のみ(子ども用着物はありません)

料金 1日2,500円(着付代込・着物持込可)

1日1組5人まで限定

申し込み・問い合わせ

5日前までに、竹楽へ要予約。

☎22-1558

